

部活動計画

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 一人一人に目標をもたせ、自己の目標達成のための活動を通して充実感や感動体験を得る。
- (3) 自主的・自発的な活動を促し、部活動を通してマナーや礼法を身に付ける。
- (4) 施設や用具を大切にし、整理・整頓を心掛ける習慣を身に付ける。

2. 基本方針

- (1) 希望入部制とする。
- (2) 転・退部する場合は、保護者、学級担任、部の顧問の同意を必要とする。
(転退部届用紙は、部活動主任が保管する。)
- (3) 生徒理解・生徒指導の重要な場ととらえ、全職員協力して活動にあたる。
- (4) 保護者との連携を密にし、活動への理解と協力が得られるように努める。
- (5) 各種の社会体育や文化団体との連携を図り、適切な現場指導で活性化を図る。

3. 本年度の部活動

(1) 活動内容

- ・ 平日は、下表の部活動終了時刻と完全退校時刻とする。
- ・ 活動中は必ず顧問または部活動指導員が現場指導をする。顧問や部活動指導員が都合の悪い場合は、他の教師に依頼する。担当できる指導者がいない場合は活動しない。
- ・ 部活動終了時間は以下の通りとする。ただし活動終了時間は目安であり、完全退校時間を守らせる。

期 間	完全退校時間
4月～新人戦	18:10
3月・10月	17:40
11月～2月	17:25

- ・ 休日の部活動の際には、必ず顧問が活動場所で現場指導する。

(2) 活動時間及び日数について

- ①活動時間 学期中 平日2時間程度 週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
長期休業中 平日・週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
- ②休養日 週当たり2日以上上の休養日(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とし、年間で100日以上上の休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。(別紙「部活動年間活動計画(休養日設定確認表)」による。)
平日は水曜日を全校での部活動休養日とする。

③その他

- ・ 朝練習については、原則禁止とする。ただし、大会前等でやむを得ず行う場合は、1日の活動時間に含める。
- ・ 地区大会等上位につながる大会前に限り、校長の許可及び保護者の承諾を得て、放課後の1時間程度の延長練習を認める。
- ・ 定期テストの5日前より放課後の活動を停止する。ただし、地区大会等上位につながる大会が定期テスト前後に実施される場合は、校長の許可及び保護者の承諾を得て、朝または放課後の1時間程度の調整練習を認める。
- ・ 学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 練習試合や大会等で週休日に活動が続いたり、活動時間が3時間以上になったりした場合、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。
- ・ 社会体育等で引き続き活動する場合は、部活動を完全に終了してから社会体育に移行する。その場合、社会体育団体、保護者等と連携し、活動責任の所在を明確にして変更する。スポーツ保険等の加入と生徒の送迎等、活動主催者(団体)と連絡を密にし、事故のないようにする。

4. 対外試合について

- ・各種大会や練習試合等を実施する場合は、参加計画書を教務室後方の掲示板に掲示する。
- ・交通費については、次のとおりとする。

ア 中体連の大会は、全額支給する。(市・生徒活動助成費より)

- ・各種大会に参加する場合、参加費は各部ごと定められた金額を支給する（後援会より）
※移動は公共交通機関や借り上げバス等、より安全なものとする。
（保護者引率を依頼したり、参加者で負担したりする可能性あり）

5. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 部活動指導員等との連携について

部活動顧問は、部活動指導員や外部指導者（旧スポーツエキスパート、地域ボランティア等）と部活動の位置付けや教育的意義、指導方針や練習メニューなどについて話し合い、共通理解をした上で指導を行う。

(3) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

6. 校舎管理

- ・生徒は体育館、ピロティ、グラウンド、校外の施設を使用する部は荷物をもって活動場所へ移動し、以後活動場所以外の教室へ入らない。
- ・活動した部の顧問は、活動場所を確実に施錠する。

7. その他

- ・校外の施設（市体等）を利用する場合は、各顧問が申請する。
- ・長期休業中の活動については、長期休業中の実施計画による。
- ・部の廃部については、次の申合せ事項による。

- 1 連続する2学年を合わせて、団体戦やチームの人数が確保できない部は、募集を停止する。
- 2 社会的状況から社会体育に移行したほうがよいと判断できる部は、募集を停止する。
- 3 練習施設等の状況から日常の練習に困難と判断される部は、募集を停止する。

* ただし、停止する際には生徒の適・不適に関わり、文化系と体育系、団体種目と個人種目のバランスを考慮する。

8. 設置部活

運動部	[男女共通]	・陸上競技 ・野球 ・卓球
	[男子のみ]	・バスケットボール
	[女子のみ]	・バレーボール
文化部	[男女共通]	・吹奏楽 ・総合文化